

学事第1755号  
令和3年3月20日

各学校法人理事長  
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕  
(公印省略)

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急  
事態宣言解除後の私立学校の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

緊急事態宣言が令和3年3月21日をもって解除されることを受け、県教育委員会は別添の県立学校長宛て通知のとおり対応することを決定しました。併せて、各市町村教育委員会教育長に対して別添市町村教育委員会教育長宛て通知し、対応を依頼しました。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の対応を取るようお願いします。

併せて、各私立小・中学校におかれては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考の上、対応をお願いします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年3月19日付け教高指第2366号「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について (通知)」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年3月19日付け教義指第1129号「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言解除後の市町村立学校の対応について (通知)」

総務部学事課  
高等学校担当  
電話 048-830-2558